

報道発表資料の配付日時 11月2日(木)15時00分

発表項目 (行事名)	営農技術対策号外 暴風に備える営農技術対策について	
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者
		発表場所
概要	<p>札幌管区气象台によると、11月3日(金)は低気圧が発達しながら沿海州からオホーツク海へ進み、また、11月6日(月)から7日(火)頃にかけては、別の低気圧が発達しながら北海道付近を通過する見込みです。</p> <p>このため、農作物等への影響が懸念されることから、営農技術対策(号外8)「暴風に備える営農技術対策」を別添のとおり作成し、各(総合)振興局等関係機関・団体に通知したのでお知らせします。</p> <p>北海道の営農技術対策(農政部生産振興局技術普及課ホームページ) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/gjf/gijyutu/index.html</p>	
参考		

報道(取材)に当たってのお願い		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	(場所)

担当 (連絡先)	農政部生産振興局技術普及課(担当者:松井 首席普及指導員)	
	TEL ダイヤルイン	011-206-6428 内線 27-803
	TEL 公用スマホ	011-585-6101 内線 12643

暴風に備える営農技術対策

令和5年(2023年)11月2日
北海道農政部

札幌管区气象台によると、11月3日(金)は低気圧が発達しながら沿海州からオホーツク海へ進み、また、11月6日(月)から7日(火)頃にかけては、別の低気圧が発達しながら北海道付近を通過する見込みです。このため、農作物等への影響が懸念されますので、最新の気象情報に十分注意し、次の事項の徹底に努めてください。

札幌管区气象台ホームページ <http://www.jma-net.go.jp/sapporo/>



暴風に備える注意事項

- 1 最新の気象情報を十分に確認し、早めの準備を行う。
- 2 農舎や畜舎、ビニールハウス、果樹棚などの施設各部の点検、補修を行う。
- 3 収穫可能な農作物は、収穫を進める。
- 4 人命第一のため、風が強くなってからは見回りをしない。また、高所などの作業が伴う場合は複数名で行う。

第1 ビニールハウス等農業施設の強風対策

- 1 農舎や畜舎などの屋根や壁の点検・補修を行い、暴風による被害を防止する。
- 2 ビニールやハウスバンド等施設各部の損傷・ゆるみなどを点検し、必要に応じて補修する。栽培を終えたハウスは、ビニール等はずす。
- 3 既設の防風網は点検整備を十分に行い、突風が発生しやすいハウス周辺の狭さく部には応急的に防風網を設置する。
- 4 ハウスバンドを固定するアンカー杭の浮き上がりを確認し、補修する。
- 5 ハウスの筋かいは、緩んでいるところだけを締め付けると周囲の筋かいは緩むので、ハウス全体の筋かいは均等に締め付けられるように調節する。また、ハウス中央部に支柱を設置し強風に対するハウス強度を高める。
- 6 ハウスの出入り口、天窗、側窓、換気扇及び側面のフィルム巻上げ部などの開口部が、きちんと締まるかチェックする。
- 7 ビニールフィルムが強く緊張するように、ハウスバンドをきつく締める。バンドレスの場合は、フィルムを均等に緊張することが難しく、暴風でフィルムがバタつくフィルムが破れやすくなるので、妻側端部及び適当な中間部に防風ネットを張り、バタつかないようにする。
- 8 被覆資材が破れ、風がハウス内に吹き込むとハウス内の圧力が大きくなり、ハウス全体が大きな被害を受ける。飛来物によるハウスの破損がないよう、ハウス周辺の飛散しやすいものを片付ける。
- 9 風が極めて強くなることが予想される場合は、屋根ビニールをはずすなどして風を逃し、ハウスの倒壊を防ぐ。

第2 果樹の強風対策

- 1 事前に防風網や果樹棚支柱の点検・補修を行って、暴風による被害を防止する。
- 2 りんごのわい化栽培では、暴風で倒木が発生しないように、支柱やトレリスの点検補強を行い、樹をしっかりと固定する。普通栽培では、幹や主枝を支柱や添え木で補強し倒伏や枝裂けを防ぐ。
- 3 各果樹の幼木・若木は、支柱にしっかりと固定し倒伏を防ぐ。
- 4 収穫期に達しているりんご晩生種は、商品性の高い果実を優先して収穫する。

第3 停電・断水対策

- 1 常備している懐中電灯の電池残量や、畜舎・施設などの小道具の置き場所を全員が確認し、また、畜舎内の清掃・整頓を徹底し、夜間停電での突発的な人身事故に備える。
特に、畜舎では発電機の手配や、自家発電機の燃料を確認し、試運転を行う。また、発電能力と使用する施設・機械の必要電力の確認、断水に備えた給水タンクの手配する。
発電装置は必要電力に対し、十分に余裕を持った機材を用いる。発電能力に合わせ、搾乳を最優先事項とし、通電する優先順位を決める。

2 酪農施設で停電した場合

- (1) 停電で使用不能となった設備(水槽揚水ポンプ、サイロのアンローダー、電気牧柵、自動給餌機、電気温水器、照明器具、自動哺乳装置)を確認し、稼働中に停電した機器や、通電後に再稼働の確認が必要な機器については、ブレーカーを落とし、再稼働の優先順位を確認しやすいマークをつける。
- (2) 停電で搾乳が不可能な場合、牛舎への出入りは必要最小限にし、牛に泌乳刺激を与えない。
また、給水制限すると同時に濃厚飼料の給与は控える。
※ 前回搾乳から16時間以内の搾乳中止は、乳量や乳質に特に問題は生じない。
- (3) 発電装置が手配できる場合は、それらを利用して搾乳・冷却を行う。
- (4) 発電機が安定した状態で設置されていること、発電機の周囲に可燃物がないこと、漏電の恐れがないことを確認してから、発電を開始する。発電機や電子機器の基盤に急激な負荷を与えないよう、発電機の回転数が安定していることを確認しながら、優先順位に従い、一つずつ機械のスイッチを入れる。

3 停電解消後は、次を参考に対策に努める。

- (1) 通電後は優先順位に従ってブレーカーを戻し、ミルクカーなど電気を動力源とする機械が正常に作動するか速やかに点検する。
 - (2) 通電忘れがないか、再度確認する。
 - (3) 機器が正常に稼働することを確認できたら、直ちに搾乳する。ただし、前搾りを行い凝固物(通称ブツ)の有無を確認し、罹患している場合は治療する。
 - (4) 牛の体調を確認して、異常牛は速やかに獣医師の診察を受ける。
- 4 停電中にバルククーラーで冷却中であった生乳は、速やかに集乳できるよう体制を整える。
なお、出荷の際には、細菌数検査を実施する。

【参考】酪農における災害発生時の停電対策動画（北海道農政部 企画）
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/rakuno/164074.html>



【参考】「災害における酪農危機管理対策マニュアル」（北海道農政部）
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/rakuno/saigaimaual.html>

